

介護保険施設等の指定等に関する規定等

介護保険施設等の指定等に関する取扱要領（愛知県 令和 6 年 4 月改正）

（意見聴取及び連絡調整を行う事項）

第 2 愛知県圏域保健医療福祉推進会議（以下「推進会議」という。）においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う。＜中略＞

一 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法（以下「法」という。）第 8 条第 2 2 項）を除く。）

＜ 略 ＞

二 介護老人保健施設

＜ 略 ＞

三 介護医療院

＜ 略 ＞

四 特定施設（地域密着型特定施設（法第 8 条第 2 1 項）を除く。）

法第 7 0 条第 4 項、第 5 項及び法第 7 0 条の 3 の指定に関する事項 ＜後略＞

（既存数の公表）

第 3 ＜前略＞ ただし、推進会議において適当である旨の意見があり、整備することを承認した施設等が指定等に至らない場合であっても、既存数に算入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、混合型特定施設の既存数は、当該施設の総定員数に 0. 7 を乗じたものとし、端数は切り捨てる。

（事前相談）

第 4 第 2 の各号に規定する指定等を受けようとする者（以下「設置予定者」という。）は、整備予定の施設等の概要を記載した事前相談票＜中略＞を当該施設等が所在することとなる市町村（以下「当該市町村」という。）及び当該市町村が属する圏域を管轄する福祉相談センターへ次の各号に定める日までに提出しなければならない。

＜ 略 ＞

一 前年度の 3 月末日の既存数が公表されてから当該年度の 5 月末日まで

二 当該年度の 9 月末日の既存数が公表されてから 1 1 月末日まで

2 福祉相談センターは、事前相談票の提出を受けるに当たり設置予定者に対し、整備又は指定等予定年度、土地・建物等の確保の方法及び事業運営方法等について確認するものとする。

また、当該市町村に対して、前項の各号の規定により提出のあった事前相談票の施設等の指定等に関する参考意見（様式 2）を求めるものとする。

3 事前相談票につき当該市町村の参考意見を求めた後、福祉相談センターは、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」及び「圏域保健医療福祉推進会議の運用について」（平成 1 4 年 4 月 1 日付け健康福祉部長通知）に定める幹事会及びワーキンググループに諮り事務局案を作成する。＜ 後略 ＞

(意見聴取及び連絡調整の基準)

第5 第4第1項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画（以下「県計画」という。）におけるそれぞれの施設種別<中略>の老人福祉圏域（以下「圏域」という。）毎<中略>、年度毎の整備目標値<中略>から既存数を差し引いた数の範囲内であること。
- 二 前号の規定にかかわらず、<中略>圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める場合には、県計画の当該計画期間の期間内であり、かつ圏域毎に最終年度の整備目標値から既存数を差し引いた範囲内であること。<後略>
- 三 圏域内においてバランスのとれた施設配置であること。<後略>

介護保険法 （混合型特定施設入居者生活介護）

第七十条（指定居宅サービス事業者の指定）

第5項 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第1項の申請があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第118条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員（厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。）の総数が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第41条第1項本文の指定をしないことができる。

第6項 都道府県知事は、第四十一条第1項本文の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し<中略>介護保険計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

第七十条の3（指定の変更）

第四十一条第1項本文の指定を受けて特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、同項本文の指定に係る特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとするときは、<中略>当該特定施設入居者生活介護に係る同項本文の指定の変更を申請することができる。

第2項 第七十条第4項から第6項までの規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第4項及び第5項中「指定をしない」とあるのは、「指定の変更を拒む」と読み替えるものとする。